

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 前橋長瀬線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>本庄市児玉町太駄字八殿谷四四六 番二地先から同市児玉町太駄字八 殿谷四〇四番地先まで</p>			区 間
<p>九・五〇〇 二三・八一</p>	<p>八・六七〇 二二・四二</p>	<p>八・六七〇 二二・四二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二〇二・五三</p>	<p>二三四・六六</p>		延長 (メートル)
<p>新 A の一部は本庄市に引き継ぐ 予定</p>			備 考